

令和3年

1月号

濱田会計事務所通信

令和3年1月6日発行 Vol.41

新年明けましておめでとうございます

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。
皆様のお力添えを頂きまして開業から無事5年目を迎える事が出来ました。
今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。
コロナに負けずに今年も頑張って参りましょう！



確定申告書作成コーナーを利用した申告書の作成

近年はふるさと納税制度の広がりもあり、確定申告をする人が増えているように思います。
確定申告と聞くととても難しい事をしなければならないのでは・・・と思われるかもしれませんが、
医療費控除や寄付金控除のみの確定申告であれば、それほど難しくはありません。

インターネットのない頃は税務署へ出向き申告書用紙を取得し、確定申告書の書き方を参考にしながら作成したり、税務署が企画する相談会場などに出向いて指導を受けながら確定申告書を作成された方もいらっしゃる事と思います。
今年も税務署や各団体が確定申告相談会場を開設する予定ですが、人手不足で例年減少傾向になっていた事に加えて、コロナ禍の影響もあり相当縮小されて行われる予定です。

インターネットを使われる方はホームページで申告書作成用紙を印刷して記入し、提出する事もできますが、国税庁ホームページでは「確定申告書作成コーナー」というものがあります。
何度か操作した事がありますが、年々使い易くなっていますし、非常に納税者の方に親切な作り方になっているように感じました。
確定申告の相談のために税務署へ来られたり、電話で相談される方を出来るだけ減らしたいという行政の強い思いを感じます。

確定申告書作成コーナーでは紙で印刷して提出するか、e-taxを使って電子申告により提出するかを選べます。

e-taxで申告をするためには事前に準備が必要ですが、提出書類が省略されるなど慣れると非常に便利です。e-taxが始まってからもなかなか普及が進まなかったため、(なりふり構わず)制度が簡略化された。

紙で印刷して提出する場合も以前に比べれば提出書類は簡略化されました。

紙で提出する場合も郵送で提出出来ますので、税務署へ行く必要はありません。

郵送で提出する場合は、控用も一緒に送り切手を貼った返信用封筒を同封して受付印押印後のものを返信してもらうようにして下さい。



確定申告書作成コーナー

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

贈与をする際の注意点

一般的に相続税対策として生前贈与が行われることはよくあります。贈与により相続財産を減らし、相続の際の相続税の負担を減少させることが目的です。一人が年間に受ける贈与財産が110万円を超えると贈与税が発生するので、贈与税がかからない範囲の年間110万円の贈与を行う事が多いと思います。そのため一人に対して贈与をするのではなく、配偶者や子供、孫などに対して贈与を行う方も多いのですが、特に孫への贈与の際は孫名義の口座には振り込まれているものの、孫はその存在を知らないという事がよくあります。

贈与というのは一種の契約行為です。

契約という事は、贈与をする側（贈与者）と贈与を受ける側（受贈者）のお互いの意思が合致して成立するという事です。贈与者の贈与をするという意味だけでは贈与は成立していません。

例えば、売買の契約でいえば買主と売主の両方がどの物品をいくらで売買するかを合意して契約が成立し、その内容を明確にするために売買契約書を作成します。

本来であれば贈与も贈与者が一方的に贈与をするのではなく、贈与者と受贈者の意思が合致しているという事を明確にするために贈与契約書を作成する事が望ましいのです。特に受贈者が小さいお子様の場合は契約の意思表示をしていたのかが問題となり、税務調査で指摘を受けることがあります。受贈者が贈与を受ける意思表示をしていなければ贈与は不成立となり、仮に子供名義の口座に預金があったとしてもそれは名義預金（他人の名義を借りている預金）として相続税の対象の財産とされてしまう恐れがあります。普通に考えれば贈与を受ける側が拒否をする可能性はほぼないと思いますが…。

因みに売買契約を未成年が行う場合は通常は親権者の同意が必要ですが、贈与を受ける場合は親権者の同意は必要ありません。

贈与を行う場合は相続・贈与税も気になる場所ですが、兄弟など外に相続人がいる場合は相続分などにも配慮しておかないと後々トラブルになる事もあります。



生前贈与を検討される方は専門家にも相談をし、慎重に行われることをお勧めします。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

